

秩父市議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市議会会議規則（平成17年秩父市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第166条第1項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会報告会及び市民との意見交換会の企画及び運営並びに聴取した意見等の整理に関すること。
- (2) 議会のホームページに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市議会だよりの編集を除く議会の広報広聴に関すること。

(定数)

第3条 委員会は、9人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 会議規則及びこの訓令に定めるもののほか、委員会の運営については、秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）に定める常任委員会の運営の例による。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。